

高齢者施設における 身体拘束ゼロの取り組みについて

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 施設指導グループ

身体的拘束とは

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」

- ☆自由を制限するためのものは方法に限らず身体的拘束になる。
- ☆身体的拘束が本当に必要か、他に身体的拘束に代わる手段はないかを常に考え、検討する必要がある。

緊急やむを得ない場合の対応

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められている。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性…一時的身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束廃止未実施減算について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を**記録しなければなら**ない。「身体拘束に関する説明書」、「経過観察記録」を用いる。記録はサービス提供の完結の日から5年間保存しなければならない。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3か月に1回以上開催する**とともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。やむを得ない身体拘束をしている場合は月に1回が望ましい
- ③ **身体拘束等の適正化の指針を整備する。**
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の**研修**を定期的（**年2回以上**）に実施する。